令和２年度　大阪府障がい者施策推進協議会

手話言語条例評価部会　議事概要

と　き：令和３年２月9日（火）　1０時～1２時

【出席委員】五十音順・敬称略　◎は部会長

礒野　孝　　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　副会長

大竹　浩司　　　社会福祉法人　大阪聴覚障害者福祉会　理事

尾中　友哉　　　株式会社サイレントボイス　代表取締役

◎河﨑　佳子　　　国立大学法人　神戸大学大学院　人間発達環境学研究科　教授

　愼　　英弘　　　四天王寺大学　名誉教授

寺田　一男　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長

深澤　智　　　　泉大津市障がい福祉課　課長（大阪府市長会）

福田　新吾　　　河南町　副理事兼高齢・障がい福祉課　課長（大阪府町村長会）

藤井　達也　　　一般社団法人　大阪府言語聴覚士会　会長

山本　正幸　　　元　大阪府立堺聴覚支援学校　校長

【議題１】難聴児早期支援の中核拠点機能について

【議題２】新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成について

【議題３】手話言語を獲得・習得した子どもの力　研究プロジェクトについて

【議題４】令和２年度乳幼児期手話言語獲得ネットワークで頂いたご意見について

【議題５】手話言語条例に基づく取組みの実施状況について

●：事務局　〇：委員

●資料に基づき説明。

〇資料２に記載の「聴覚に障がいがある」と判明した後、公的支援の支給決定に６ヶ月かかるとあるが、その期間を短くするという検討はされているか。視覚障がいでは、申請から支給決定には２ヶ月程度で決定される。なぜ、聴覚障がいには、「申請」から半年程度もかかるのか、そこは短くできないのか。

●支給決定に関する期間に関しては、健康医療部に確認した上で改めて情報提供させていただく。支給決定の前に、公的支援につながらない部分は課題として認識し、今後手引きを作成していきたい。

〇毎週第１、第３土曜日にスタッフを２０名程度養成しているとあるが、具体的にイメージできないので教えて欲しい。

●毎月第１、第３土曜日のこめっこの現場に、スタッフ候補生が出席し、その現場で実地研修を重ね、最終的に２０名程度のスタッフを養成するという事業になっている。

●これまで、確定診断前の保護者などを公的支援につなぐことができないかという課題に対し、従来は確定診断後に療育支援につながり、その後に、こめっこにつながるという現状であった。しかし、この１年間、こめっこの活動が知られるようになり、また、こめっこを利用されている保護者のつながりの効果もあり、確定診断前のお子さんと保護者の利用が徐々に増えてきている。他にも、こめっこをご存知の保健師が確定診断前に、こめっこにつないでくださるというケースもある。

さきほどの委員ご意見を踏まえ、保健師さんにもっと周知していただき、事務局から説明のあった「両輪」という点で、確定診断後、聴覚活用である補聴器、人工内耳、口話療育の支援と手話言語獲得という支援を両輪ですすめていく重要性を考えると、小児科、耳鼻科においても早いうちから、こめっこの活動を知ってもらえるように、今後も根気強く、大阪府としても取り組んでいただければと考えている。

申請から１、２ヶ月で支給決定されるケースも多数ある一方、新生児の聴覚機能検査には不確定要素もあり、何らかの理由で半年程度かかってしまうケースもあると聞いている。半年もかかってしまう理由などは、健康医療部に確認いただきたい。

●本部会や以前のネットワークに参加し、いろいろな話を聞かせてもらう中で、こめっこの手話を使って教育をするという研究内容が非常に良いと思う。こめっこ等の活動に好意的な意見が出てきているが、手話に対する社会の考えにおいて、否定的な意見はまだまだあると思う。このような否定的な意見に対し、例えば、ろう学校、支援学校等へのアクションが必要と考えられるが、いかがか。

〇過去の経緯もあり、すぐに改善できるかは、なかなか難しい面もあると思うが、当課で取り組んでいる事業としては、大聴協様やこめっこ様に協力いただきながら、聴覚支援学校の教員向けや難聴学級の教員向けに手話講座を実施している。まずは、現場の先生に手話の習得をしていただくことをめざして取り組んでいる。

〇手話言語条例の第４条、第５条に規定された業務では、手話講師の派遣、支援学校、企業等向けの手話講座を実施している。支援学校で学んだ後、こどもたちは手話に理解がない社会に出ていくことになる。そのような社会のなかで、こどもたちが自信をもてるためにも、今は就学前の子どもを中心に支援が展開されているが、小学部以降の子どもが抱く不安やその相談に対応できる体制を構築できるように、将来的には小学部、中学部、高等部の先生にも、もっとネットワークなどに参加していただいてはと思う。

〇聴覚支援学校の先生の中にはネイティブサイナーや手話が流暢な方が少ないと思う。現状の制度では、学校現場から手話が遠くなってしまうような面もあると思うので、大阪府庁の中で、制度を越えて、こめっこの取り組み等がさらに理解されるように、もっと教育庁とも連携を強化して、聴覚支援学校などに働きかけていただきたいと思う。

●今後、教育庁とも連携して、学校への手話の普及をすすめていきたい。

〇聴覚支援学校向けの講座は平均１０回程度実施しているが、難聴学級向けの講座が少ないのはなぜか。

●今年度は１２月時点では２回だが、春休みにも１回開催を予定している。今後、回数や開催時期等を検討し、参加者を増やすことができるように工夫していきたい。

〇難聴学級の講師を担当した立場で少し意見したい。今年度は支援教育課に協力を得て、大聴協と連携し、講座を開催し、聴覚障がいの子どもの置かれている現実や手話と聴覚活用の両輪ですすめていくということを先生に理解していただけるような内容ですすめた。聴覚障がいのある子どもに携わる、ろう学校の先生だけでなく、難聴学級の先生とも連携していくような体制も必要だと思うので、教育庁との連携が重要だと思う。

研究の分野に関しても、乳幼児だけではなく、就学後の児童も対象にしていく内容になるため、ろう学校や普通学級を含め、協力なしにはすすめられないので、教育庁との連携を強化していただきたい。

〇聴覚支援学校では過去において、聴覚活用や口話法が強調され、手話活用について否定的な時代があったことは事実だが、現在は、聴覚障がい児の言語発達において、音声日本語・手話・書記日本語の関連した活用が重要であるという考え方にある。聴覚支援学校の教員においても、聴覚障がい児や手話への理解の啓発に積極的に取り組んでいるので、その点はご理解いただきたい。

また、聴覚支援学校の役割として、地域におけるセンター的機能があり、聴覚支援学校だけでなく、地域の難聴学級や通級による指導も含めて連携を図っている。引き続き、関係機関との連携を強化してもらいたい。

〇現在、大阪府手話言語条例としては、乳幼児に特化しているが、大人のろう者の社会生活の上でも課題がある。教育面だけでなく、会社の中で通訳訴訟等もあり、そのような相談体制もまだまだだと思う。

●府手話言語条例第５条で、事業者による手話の習得の機会の確保を規定し、企業向けの講座を取り組んでいるので、引き続き開催していきたい。企業向けの手話啓発に関し、庁内の就業促進課と連携し実施できる体制にはあるが、企業向け手話講座を主軸において実施している。

〇大阪府内の市町村で２０くらいの市町村で条例を制定されているが、大阪府手話言語条例との関連性はあるのか。

●大阪府で各市町村の制定状況などヒアリング等は実施しているが、制定にむけて、命令権限等はない。ただ、大阪府の手話言語条例における取り組み等に関する情報提供は必要に応じて実施していく。

〇言語聴覚士にとっては、音声言語も手話も重要で、言語獲得は文化的尊厳を確保していく上で非常に重要であると思う。その言語獲得の手段が、音声・手話・視覚情報と色々あると思うが、手話に対して学んでいきたい言語聴覚士がたくさんいるので、言語聴覚士会も連携していきたい。

〇北摂地域に聴覚支援学校がないことが、こめっこ開設当初から保護者の方から話題にあがることが多い。教育庁を含め、大阪府全体の問題かと思うが、北摂地域に聴覚支援学校が設立されることを強く希望している。

【議題６】第５次大阪府障がい者計画（案）について

【議題７】乳幼児期手話言語獲得ネットワークに関する規約の改正について

（事務局）

資料に基づき説明。

（各委員）

特段意見なし。